

協働環境委員会会議録

令和4年11月9日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:37

【 案 件 】

1. 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
2. 地域公共交通について

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。

「議員提出条例案と関係法令との照合」について、執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

提出させていただきました資料について、説明をさせていただきます。

お手元の資料につきましては、前回、飯塚市自然環境保全条例との照合の際に提出した形式で、今回、それに関係法令を含めた内容で作成しておりますので、関係法令のみを説明させていただきます。関係法令の種類が多岐にわたるため、分かりやすく色分けさせていただいております。飯塚市自然環境保全条例を「黒」、森林法関係は「緑」、再エネ特措法関係は「青」、電気事業法は「茶色」、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法は「赤」、砂防三法は「紫」、ガイドライン関係は「水色」で色分けをさせていただいております。一番右の列には、照合結果を各法令の色で記載しております。説明が若干長くなるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

1ページをお願いいたします。提出条例案第3条の各号に「定義」が記載されておりますが、太陽光発電に関する定義など、条例案に記載のこれらの定義につきましては、再エネ特措法などの関係法令に規定がされております。

続いて、3ページをお願いいたします。提出条例案第5条の「事業者の責務」につきましては、事業を行う際の、災害の発生の防止に関することや、施設の安全性、維持管理等について明記されております。関係法令の欄については、再エネ特措法などを記載しておりますが、照合結果については、後ほど第12条の「許可の基準等」で詳しく説明いたします。

続いて、4ページをお願いいたします。提出条例案第7条では、市長が「禁止区域」を指定することができることについて明記されております。さきの委員会でも説明いたしましたが、令和4年5月27日に公布された「宅地造成及び特定盛土等規制法」の中で、都道府県知事は、特定盛土等が行われ、それに伴う災害により、生命または身体に危害を生ずるおそれが特に大きい区域を「規制区域」として指定することができることとあり、その場合は、関係市町村長の意見を聞かなければならないと規定されております。併せて、さきの委員会でも申し上げましたが、盛土等防災対策検討会の中で、太陽光発電や風力発電の設置を目的とした盛土についても、規制対象となることが示され、また、規制区域内で盛土行為を禁止することについては、財産権の保護の関係上、禁止する区域を設けることは困難であると示されております。なお、この法律は、公布の日から1年以内、令和5年5月26日までに施行されることになっており、現在ワーキンググループ等で協議等が行われております。

続いて、5ページをお願いいたします。提出条例案第8条については、関係法令における

「禁止区域」について記載されております。まず第1号に記載の区域に対して、黄色の網かけ部分になりますが、当該区域内において、地すべり等防止法に規定する行為を行う場合は、都道府県知事の許可を必要とし、その行為の内容によっては許可をしなければならないと規定されております。

続いて、6ページをお願いいたします。同じく第2号に記載の区域に対しては、同じく網かけ部分で、当該区域内において、急傾斜地の崩壊による災害の発生に関する法律に規定する行為を行う場合は、都道府県知事の許可を必要とし、許可に条件を付すことができると規定されております。

続いて、7ページをお願いいたします。同じく第3号に記載の区域に対しては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命、身体に著しい危険、危害が生ずるおそれがある土地で、一定の開発行為を制限すべき土地については、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

次に、提出条例案第8条第4号に対して、憲法第29条の「財産権」の観点から、個人等が所有する土地について、禁止区域を指定することは困難であると考えます。なお、第4号は、大阪府のひな形から引用されている条文でありましたので、大阪府内の各自治体の条例及び規則を拝見させていただきましたが、A自治体については、生活環境、防災等について、特に必要と認められる区域として、都市計画法や文化財保護法などの上位法に基づき、規則において区域を定め、B自治体におきましては、単に規則で定める区域として、文化財保護法や、県文化財保護条例に基づき区域指定されている状況ではございますが、自然的社会的諸条件を鑑みて、独自で特定の区域を定めている自治体は確認できませんでした。

続いて、8ページをお願いいたします。提出条例案第10条の「周辺関係者への説明」につきましては、経済産業省が策定したガイドラインに基づき、住民説明会を努力義務としており、怠った場合は、FIT法に基づく指導助言の対象となると規定されております。

続いて、9ページをお願いいたします。提出条例案第11条の「特定事業の実施に係る許可」につきましては、事業着手前に、市長の許可を受けなければならないことが記載されております。関係法令を見ましても、再生可能エネルギー事業の認定を行う場合は、再エネ特措法にも規定があり、地域森林計画の対象地で1ヘクタール以上の開発行為をしようとする場合は、森林法に基づく許可が必要となります。

続いて、11ページをお願いいたします。提出条例案第12条の「許可の基準等」についてですが、第1号は、先ほどお話ししました第5条第2項に関連するものとなっておりますので、その条文を抜粋して丸囲みで囲っております。第1号から第4号の色塗りをしている部分につきましては、関係法令に記載されている部分と同じ色で網掛けいたしております。第1号の「災害の発生の防止」につきましては、森林法第10条の2第2項第1号に規定されております。第2号の「構造の安全性」につきましては、電気事業法第39条第2項に規定されております。第4号の「維持管理」につきましては、再エネ特措法施行規則第5条第3項に規定されており、「廃止後の措置」につきましては、解体費用の積立てに関することは再エネ特措法に規定されており、撤去及び処分に関することは再エネ特措法第15条の6第2項及び事業計画策定のガイドラインに規定されております。

続いて、12ページをお願いいたします。提出条例案第12条第2号の「廃棄等費用に係る補償金の質権設定」につきましては、廃棄等費用に係る補償金の預け入れについて記載されておりますが、関係法令に記載がありますように、認定事業者は解体に要する費用を経済産業大臣が認可した推進機関に積立てを行うこととなっており、これは、2022年の改正FIT法により義務化されております。併せて、積立金につきましては、推進機関が運用することと規定されていることから、認定事業者による解体費用は、推進機関によって管理されるものと考

えております。なお、解体費用の積立てにつきましては、本年7月より既に開始されております。

続いて、13ページをお願いいたします。提出条例案第13条の「事業計画の変更の許可等」に対しましては、再エネ特措法に基づき、事業計画の変更などを行う場合は、経済産業大臣の認定を受けなければならないと規定されております。

次に、提出条例案第14条の「特定施設の設置の完了に係る検査」に対しましては、再エネ特措法に基づき、発電設備は認定の執行が失われたとき、または、認定が取り消されたときは、発電設備の解体等が完了したことについて、経済産業大臣の確認を受けなければならないと規定されております。

続いて、14ページをお願いいたします。提出条例案第15条の「許可の取消し」につきましては、事業者が許可条件に違反した場合など、許可を取り消すことができることが明記されておりますが、FIT認定の場合も同様に、事業者が計画に従って事業を実施しないときは、事業者に対して改善命令を行い、その命令に違反した場合や、認定計画に従って発電事業を行っていない場合など、経済産業大臣は認定を取り消すことができると規定されております。また、損害賠償責任保険について、事業計画策定ガイドラインには、火災保険や地震保険等への加入が努力義務化されており、国は今後、遵守義務化の検討を進めていることが明記されております。

次に、提出条例案第16条の「特定施設設置完了後の定期報告」に対しましては、再エネ特措法に基づき、経済産業大臣は認定事業者等の事業所や発電設備を設置する場所などに立入り、帳簿、書類、発電設備、その他の物件を検査させることができると規定されております。また、推進機関に対しても、積立金管理業務等、その他必要な事項に関し報告させ、関係書類などを検査させることができると規定されております。

続いて、15ページをお願いいたします。提出条例案第17条の「廃止の届出」に対しましては、繰り返しの説明にはなりますが、発電設備の認定の効力が失われたとき、または、認定が取り消されたときは、発電設備の解体等が完了したことについて、経済産業大臣の確認を受けなければならないと規定されており、発電設備を解体、撤去及び廃棄する場合は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業完了後、可能な限り速やかに行うようガイドラインに規定されております。

続いて、16ページをお願いいたします。提出条例案第18条の「特定事業の承継」につきましては、事業を譲り受けたものは、地位を承継し、市長に届け出ること等が記載されておりますが、関係法令では、森林法に基づく林地開発行為に該当する場合には、同法施行細則において、地位を承継した日から15日以内に知事に提出しなければならないと規定されております。

次に、提出条例案第19条の「廃棄等費用の確保及び管理」につきましては、廃棄等に係る費用を金融機関に預け入れて、その預金債権を市と質権設定契約するといった内容ですが、こちらも繰り返しの説明になりますが、2022年の改正FIT法により、認定事業者は解体等に要する費用を、経済産業大臣が認可した推進機関に積立てすることが義務化されており、その積立金につきましては、推進機関が運用すると規定されていることから、認定事業者による解体費用は、推進機関によって管理されるものと考えます。なお、太陽光発電設備を処分する場合は、産業廃棄物に該当しますので、FIT認定、非認定にかかわらず、廃棄物処理法などの関係法令を遵守する必要があります。

続いて、18ページをお願いいたします。提出条例案第20条の「廃棄等費用の確保等に係る公表」に対しましては、再エネ特措法に基づきFIT認定を受けた事業計画は、省令で定められた内容を公表すると規定されております。現在、廃棄等の積立て方法を含む情報につきましては、FITポータルウェブサイトに掲載がされております。

最後に、20ページをお願いいたします。提出条例案第23条の損害賠償責任保険への加入

につきましては、先ほど申し上げましたが、事業計画策定ガイドラインに基づき、2020年4月より、火災保険や地震保険等への加入が努力義務化されているところですが、今後、保険料の水準を見極めながら、遵守義務化への検討を進めているということが示されております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

次に、本案を審査するに当たり、提出者のうち、江口議員より補足説明を行いたい旨の申出がっております。

お諮りいたします。本委員会として、江口議員に出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、江口議員に出席を求めることに決定いたしました。江口議員は提出者席にお着きください。

それでは、本案について提出者の補足説明を求めます。

○江口議員

まず補足説明に当たり、資料を提出させていただきたいと思います。委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま提出者から、補足資料を提出したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。補足資料の提出を受けることに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、提出を受けることに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 10：19

再 開 10：19

委員会を再開いたします。

補足資料をサイドボックスに掲載しましたので、確認をお願いいたします。

○江口議員

まず、提出資料について説明させていただきます。提出資料の関連資料とリンク集にあります①及び②に関しては、飯塚市の白旗山メガソーラーに関する新聞社の記事であります。

1番目は、9月9日付の西日本新聞のウェブサイトの記事であり、こちらのほうは、その後、新聞紙面の一面にも載った記事であります。「5万枚のパネルに囲まれ メガソーラーから濁流『命の危険感じて転居』」とあります。そして2番目は、同じように、朝日新聞、2022年10月23日付の記事であります。同様に、「住宅街に5万4千枚のソーラーパネル 土むき出し 不安募らせる住民」というふうな記事で、9月、10月と続いて、白旗山メガソーラーがこうやって取上げられています。これはやはり、白旗山メガソーラーが、非常に住民にとって脅威となっているというふうなことのあらわれかと思っています。そして③については、最近テレビのニュース等々で御存じかと思いますが、これは、北斗市での太陽光の事業に関して、その説明会で事業者側が、住民に対して恫喝、そしてまた暴力もというふうな感じの記事であります。1番目は、ヤフーニュース、2022年11月4日付の記事であり、「【独自】住民に『黙ってろ』太陽光事業者が説明会で恫喝暴力も」というふうな記事であります。これに関連する部分として、④は、「北斗市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例の一部を改正しました」という記事であります。こちらのほうでは、北斗市の条例、そしてまたその一部改正についての経緯等が出されており、この説明会がどうやって開かれたのかとかいう部分が、類推して分かる資料となっております。

あと、併せて先日、執行部側から提出されました神戸新聞の記事がありました。9月の委員会で出されていた神戸新聞の記事について、条例ができていてもトラブルが起きている事例というふうな形で、質問の中であったわけですが、この新聞記事をよく読みますと、実は条例が

あることにより緑地の割合が増えたこと、そしてまた、廃止費用の積立てが行われたことを示す資料であります。該当部分を少し紹介させていただきます。この神戸新聞の記事は、「神戸最大のメガソーラー、着工1年ずれ込み『環境への影響、説明不足』住民ら反発で」というような記事であります。神戸市北区山田町の山林で計画されている市内最大のメガソーラーの着工が、約1年ずれ込んだというふうなことであります。地域住民のほうから、環境や防災上の懸念に対する説明不足を指摘する声が上がったと。市のほうも、事業者を指導。事業者は、地元の理解を得られるよう努力したいとされました。神戸市は、2019年8月に市長意見で懸念を表明して、同者に対して計画の修正を求めています。その結果として、同者は、事業区域内でそのまま残す森林面積の割合について、当初3割弱としていたのを、最終的には6割強まで拡大しています。そしてまたパネル設置時に地面を緑化するなど、環境や防災に配慮する形で計画を見直されています。また、2020年2月には、市は太陽光発電施設の設置などに関する条例に基づき、設置を許可しておりますが、同者は翌3月、事業完了後の撤去費用として5億円を積立てておく協定を市と結んでいます。これも条例の効果であります。もしこの条例がなかったら、緑地の割合は3割弱のままであったかもしれませんし、事業完了後の撤去費用の積立てに関しては、なされていなかったかもしれません。あと、今回の資料をざっと見せていただいたのですが、市の条例と関係法令等でダブっているというふうなんですね。同じような規定があるというふうな指摘が多いわけですが、実際にこの中で違法性が、ここがまずいというところに関しては、財産権の点に関してのみであったかと思えます。資料の7ページに、憲法第29条における財産権の観点から、個人等が所有する土地について、禁止区域を指定することは困難であると考えたとあります。そしてまた、さきの委員会でも、財産権に関する指摘がございました――。

○委員長

江口議員に申し上げます。提出資料の説明にとどめていただくようお願いします。

○江口議員

市の提出資料への言及はできないということによろしいですか。分かりました。それは避けます。

先ほど、資料で示しましたように、飯塚市の白旗山について、大きく新聞紙面で取上げられました。そしてまた、北斗市等でも同様に、同様というか北斗市は作成前ではありますが、トラブルが起きています。全国各地で条例が作られているのは、このように各地でトラブルが続いたからであります。以前提出しました資料7、当方で出しました資料7の西日本新聞の記事によると、全国で急拡大した再生エネが招いた地元でのトラブルが、条例が作られた理由であるとされています。また、同じく資料7で紹介しました地方自治研究機構の太陽光発電設備の規制に関する条例の制定状況に関するまとめ記事では、制定状況の概観として、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に、太陽光発電の普及が進んでいるが、地域によっては、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息、生育環境の悪化などの問題が生じている。そのために太陽光発電設備等の適正な設置と、自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とする単独の条例を制定する条例が少なくないというところがあり、今では208条例、今ホームページで上がっているのでは、208条例ができた。そしてまた、ペースは落ちていなくて、令和4年でも、令和4年9月29日現在で、25条例が制定されているとあります。私どもの提案した条例案は、当初に提出しました資料1「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例解説つき」という資料でありましたように、大阪府の作成した市町村用のひな形と、神戸市の条例案をベースにしたものであり、既に大阪府及び神戸市において、その合法性が一定程度担保されたものと考えており――。

○委員長

江口議員に申し上げます。本日提出されました4つの資料についての説明は、もう終わります。

したでしょうか。それにとどめていただくようお願いいたします。

○江口議員

分かりました。そうしましたら、その資料については説明を終えております。発言を終えます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑に際しましては、まず、提出者または執行部のどちらに対する質疑であるか、明確にした上で発言をしていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○佐藤委員

執行部におかれましては、公務ご多忙中にもかかわらず、資料を提出いただき誠にありがとうございます。細部までは熟読できていませんが、後ほど拝見させていただきます。

それでは、執行部にお尋ねいたします。今回提出いただいた資料につきましては、議員提出条例との照合について、関係法令が網羅されている内容だと理解してよろしいでしょうか。

○環境整備課長

現状でお調べした限りの関係法令について、記載をさせていただいております。

○佐藤委員

時間はどのぐらいかかりましたか。

○環境整備課長

時間はちょっと計っておりませんが、前回ご依頼を受けて、修正修正もありましたので、かなり時間がかかったという形でお答えをさせていただきます。

○佐藤委員

すみません。大変でしたね、ありがとうございました。さきの委員会で今提出者も言われましたけれども、神戸新聞の記事、URLを提出いただきました。その新聞を拝見したところ、メガソーラーの建設で住民らの反発により着工がずれ込んでいるという内容でしたが、神戸市のような条例をもってしても、私は住民トラブルが起こっているということが現実だと思っております。その原因について、執行部の考えはいかがでしょうか。

○環境整備課長

トラブルですね、要因には、いろいろあるかと考えております。主な要因につきましては、集中豪雨であったり、土砂流出とか防災面の不安であったり、あと、太陽光パネルによる気温上昇や、電磁波、反射光の影響などからくる生活環境について、近隣住民の方々のご不安になられていたのではないかと認識しております。

○佐藤委員

この事業計画については、神戸市条例の禁止区域には含まれていなかったのかどうかお答えください。

○環境整備課長

神戸市の、この地域につきましては、禁止区域に含まれておりません。

○佐藤委員

また、新聞にありましたように、住民側の反発があり、また先ほどの執行部の答弁で、集中豪雨や土砂流出等の防災面の不安というようなことを考えれば、なぜそのような場所を禁止区域にしなかったのか、執行部はその辺りをどのようにお考えですか。

○環境整備課長

禁止区域の指定については、どうしてしなかったのかというのは、お答えはちょっとできかねませんが、当事業につきましては、神戸市の許可のほか、森林法で開発許可がおりているというふうに確認いたしております。

○佐藤委員

結局私は、法でも止められなかった、条例でも止められなかった、住民の不安が止められなかったというふうな認識をしております。ただ、提出者は、この条例によって先延ばししたんだ、効果はあったんだということを言われておりますが、執行部はどのようにお考えか、もし答えられればお答えください。

○市民環境部長

今のご質問なんですけれども、先ほど担当課長のほうからもありましたけれど、まず上位法の森林法で、この地域、先ほどの記事に載った場所、計画地については、森林法での許可、そして併せて、神戸市の条例による許可が得られて事業をやられようとしたときに、これは全国各地で同様の問題が起きていますけれども、やはり周辺住民を含めまして、市民、市町村民、住民の方への事業者からの説明が足りない。要は、どういうことをやるのかと、どういう方法で管理していくのかという、そういったもろもろの詳細な部分の説明が足りないということが、一番の要因として挙げられます。私も議会のほうで答弁はいたしました。自然環境保全条例の中に、住民説明会の義務づけがあります。これは幾度も言いましたけれど、市民の方が分からないうちにとということがまずないように、縦覧にもします、住民説明会もします。その中で、住民説明会に参加できない方もおられますので、意見書も提出するようにしています。それを受けた事業者も、その意見書に対する見解を真摯に示してもらうようにしています。だからそういった動きからすれば、今回、今ご質問があった内容については、ちょっと私どもがお答えするのはどうかと思うのですが、ただ、今飯塚市としては、そのような対応をさせていただいているというところでございます。

○佐藤委員

今、提出者が言われましたけれども、住民の声を届けるように努めているんだと、神戸市ではということと言われましたけれども、結果私はこれ、法で許可をした、条例でも許可をしたという形になっていると思うんですね。条例で許可をした市が、住民の声をまた業者に伝えるという立場よりも、国は許可したけれども、市は住民に寄り添って、条例で許可しない立場でなければですね。自然環境保全条例でいけば、そういう立場で一番住民の声を業者に届けやすいと私は思うんですけれども、その辺、市の考えがあれば、答えられればお聞かせいただきたいと思います。

○市民環境部長

市の立場ということでございますが、まさにせんだっての定例会の中で、白旗山に係る住民説明会、それについてのやり取りがございました。市長の思いとしまして、昨今の気象変動等々により、やはり住民の方のご不安な面は十分拝察するという中で、私ども市としてのスタンスとして、許可権者であります福岡県に対しまして、その辺の意を酌んで、文書にて、10月の17日だったかと思えますけれども、そのような場を設けてくれという申入れをしております。それからいうと、許可を出す、やはり責任の重さですね、そこら辺はあるかと思えます。

○佐藤委員

私は、前回から新聞を読んで研究したのは、この条例、神戸の条例で、住民の不安を止められなかったと。そして、この条例で開発を許可した立場で、市が動かなければいけない。つらい立場だろうなと思っていたのですけれども、今提出者が言われましたので、そのこともちょっと、また研究したいと思っております。

次に移りますけれども、本年の4月の改正FIT法に関する進捗状況については、どのようになっているのかお伺いいたします。

○環境整備課長

改正FIT法に関する進捗状況でございます。1つ目に、廃棄等費用の積立てに関することでございますが、これはもう既に、本年7月から開始されております。積立て方法等について

は、認定情報と併せて公表がなされております。2つ目に、これまでの固定買取制度、FIT制度に加え、新たに市場連動型であるFIP制度の増設もなされております。こちらもFIT同様に、認定を受ければ公表されることとなっていることとありますが、ホームページを確認いたしましたが、まだこの情報については、公表はなされておられません。

○佐藤委員

次に、盛土規制法についてですが、さきの委員会では、第2回目のワーキンググループなどが行われているとお聞きしておりますが、その後の進捗状況についてはいかがでしょうか。

○環境整備課長

盛土規制法についてでございます。その後の進捗としましては、令和4年8月25日に第3回ワーキンググループが開催されております。ガイドラインの骨子案について、審議がなされておる状況でございます。また、9月9日には、第3回盛土等防災対策検討会が開催されており、規制区域の指定や既存盛土調査の考え方、それに伴う基礎調査の実施要領案などについて審議がなされております。さらに関係省庁のホームページに、宅地造成、特定盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な指針案が公表されている状況でございます。その中で太陽光発電に係る対応についても、記載されているというふうな状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

すみません、もう一度、佐藤委員の今ご質問の中の冒頭にあったと思うんですけど、この照合されたということで、非常にお疲れさまでございました。これの議員提出議案の分は、全項目29条まであるんですけど、それと照合していただいたわけですけど、照合結果のところの関係条例、これ細部にわたってやっていただいたと思うんですけど、この議員提出議案条例の分と関係法令で、全てが網羅されているのかどうか、その辺だけちょっと確認させておきたいんですけど、よろしいですか。

○環境整備課長

現時点では、網羅されているというふうに考えております。今、先ほど言いましたような盛土規制法等が、今審議されております。5月26日までに施行される予定でございますので、その部分につきましては、また追加で関係法令が許可されるとか、規制が強化されてくるというふうに認識はしております。

○吉田委員

一応、この件については、照合結果はやったと。盛土規制法について、まだ国の動きの動向が、今現状であっているということですね。はい、それは認識できました。それとともに、太陽光の条例というところで、今回、議員提出議案で上がっていますけれど、多分委員会の中か、本会議の中ではあったように記憶はあるんですけど、これは飯塚市のところの条例の自然環境保全条例と該当するところを、いろいろ今回照合結果として提出いただいていますけれど、太陽光の条例とか制定されているところの今の地域、ご紹介ありましたように神戸のところを中心になってやっていますけれど、ここら辺の神戸あたりは、独自の条例あたりの制定がされたのか、なかったのかというのは、把握されていますか。もう一度確認になると思います。

○環境整備課長

ご質問の内容でございますが、太陽光条例といいますか、うちのような自然環境保全条例が、地域にあったのかというふうな認識でよろしいでしょうか。ちょっと調べる範囲では、同じような条例を設けていなかったというふうに認識しております。それで、それがなかったことにより、神戸市では、この太陽光に関する条例が制定されたというふうに認識しております。

○城丸委員

いろいろ法律、これの比較の中で、非常に大変だったと思います。お疲れさまでした。それとちょっとお聞きしたいのは、先ほどの特定盛土等規制法については、ワーキンググループが検討中ということでもありますけれど、熱海市の災害以降施行されている法律は、この中にありましたか。赤と紫の部分は多分そうかなと思ったんですけど、そうじゃないですか。宅地造成及び特定盛土等規制法ですね、まず赤が。それと土砂災害区域等における土砂災害防止事業の推進に関わる措置法ではないかなと思ったんですけど、それは違いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 47

再 開 10 : 58

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

もともと宅地造成等規制法がございまして、盛土等に対する災害から、国民の生命、身体を守るため、法律名も目的名も抜本的に改正し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するため、今回盛土規制法が公布されているというふうな状況でございます。

○城丸委員

そしたら白旗山が林地法、森林法等で許可されたときにはなかった法律が、今、施行されているということですよ。またそれに改正を加えているというところだと理解しています。それでいいですか。

○環境整備課長

先ほども申しますが、太陽光もその中に含まれているところから、総合的に判断しますと、考案されていると考えております。

○城丸委員

それで、先ほどの説明の中で、この議員提出議案である条例部分と、各法律との比較がずっとなされてきましたけれど、私は一番コアになる部分かなと思いますけれど、この条例案を、このいろんな法律の中、ガイドラインの中で、カバーできているのかということを知りたいのですが、一番執行部としては、これでカバーできるというふうに考えられているのかどうかお聞きしたい。

○環境整備課長

提出させていただいた資料のとおりでございまして、先ほどと一緒になりますけれど、総合的に判断しますと包含されているというふうに考えております。

○佐藤委員

今、答弁がありましたけれども、また今日出された資料を、また正式によく熟読させていただきますけれども、今回出された条例は、神戸市の条例を参考にされた。神戸市の条例は、4年前の、たしか4年ぐらい前だったと思います。その間、関係法令も進んできているのではないかと、私は今日感じています、これを見る限りですね。そのことを含め、今日の議論を踏まえて、執行部の考えが何かあれば、思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

○市民環境部長

執行部の思いということでございますが、今回提出されている議案、条例案につきましては、幾度も出ていますが、神戸市の条例、それと大阪のひな形を参考にとということでございます。さきにも答弁いたしました。飯塚市において神戸市と比べたときに、地理的な、あとは地域の実情、これをもろもろ考えれば、かなりの差異はあると考えております。ただし、住民のこの事業等を含め、開発行為に関する住民の方々の思い、不安な思いというのは、どこであろうと一緒だというふうに認識しております。それを踏まえて、今回委員の皆様方から、幾度

か資料提出のご要望を受けまして、お作りさせていただきました。住民の方々の不安、もしくは、日頃の条例に伴った職員の対応等々いろいろ考えまして、誠意を持って、この資料を含め提出をさせていただいておりますので、審議のほうを、委員の皆様には、よろしくお願ひしたいと思っております。

○佐藤委員

ちょっと要望と意見なのですが、提出者に許されるのは、この議案についての説明だけだと思います。議案についての、これの資料提出だと思います。先ほど委員会審議についても、言をされたと思いますので、その辺をされれば、やはり委員会審議しづらい。私たちが真剣に白旗山を見て、住民の皆さんの不安を解消したい、今後あのようなことが二度と起こらないようにしたいという思いでしているのです。それを何か取り違えるようないいかげんな審議は、私はしていないのです。それを、審議に対する言をやめていただきたい。やはりその辺は、委員長において取り計らいしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:08

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件については、慎重に審査をするということで、継続審査としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

「地域公共交通について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

提出しております資料に基づきまして、本年度9月末までの「コミュニティ交通の利用状況」及び「コミュニティ交通の利用者アンケート結果」についてご説明いたします。

まず、「令和4年度 飯塚市コミュニティ交通の利用状況」につきまして、本年4月から9月までの6か月間、上半期の状況を、前回の委員会でご報告いたしました6月末までの実績と比較しながらご説明いたします。

資料1をご参照ください。1ページの上段に1、エリアワゴンについて掲載しておりますが、これについては後ほど、資料2を用いてご説明いたします。

次に、中段の2、予約乗合タクシーにつきましては、(1)の全体の利用者数の年次推移のところですが、一番下の1日平均利用者数が169.3人となっております。前回の委員会で報告しました6月末と比べて、3.5人の増加となっております。(2)に地区別の状況を記載しておりますが、顕著な変化はありませんので、説明は割愛させていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。上段の表の3、路線ワゴンについてですが、表の一番下の1日平均利用者数を見ますと、合計では5.1人と、前回と比べて0.3人の増加となっておりますが、運行している鎮西、幸袋、穎田の3地区ともに顕著な変化はございません。

次に、下段の4、本市単独のコミュニティバスの(2)路線別利用者数になりますけれども、筑穂・高田線につきましては、1日平均利用者数が46.1人と、前回と比べて1.1人の減少となっております。

次に、3ページをお願いいたします。上段の5、宮若市共同コミュニティバス、宮若・飯塚線についてですが、一番下の1日平均利用者数では、合計で37.9人と、前回と比べ1.2人の減少となっております。6につきましては、今説明いたしました各交通機関の合計とな

っておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、資料2をご参照ください。1ページ目のエリアワゴンの利用状況につきましては、表の2行目の小計の欄の1日平均と1週間平均の利用者数を前回の状況と比べますと、1日平均が178.2人と、3.6人の減少、1週間平均が314.6人と、4.2人の減少となっております。

次に、2ページ目、ここに各地区の月別合計の利用者数の推移を、表とグラフで示しております。状況としましては、各地区の推移はばらつきがございますが、おおむね一番下の左下の合計のグラフが示しますように、7月に大きく増加し、8月で大きく減少、また9月には、平均程度に回復しております。地区ごとでの状況の違いにつきましては、エリアワゴンが地区によって、運行している曜日や日数が異なっております。このグラフや表は、延べのその月の利用者数を記載しておりますので、地区によって祝日やお盆のために8月運行が休みになるなどの、運行曜日と運行日数の関係、またその利用状況の違いがあると考えておりますし、全体といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況が大きく影響しているものと考えております。

続いて、資料3をご参照ください。1ページから4ページに、コミュニティ交通利用者アンケート調査の調査結果を記載しております。1ページをご参照ください。今回の調査は、調査概要の部分で記載しておりますが、本調査は、コミュニティバス、予約乗合タクシー及びエリアワゴンの利用者を対象に、本年8月、1か月をかけて実施しております。

調査方法は、1枚の調査用紙で各交通機関の内容を調査できるように調査票を作成し、利用者が乗車する際にその調査票を配布いたしまして、次回の乗車されたとき、または、各地区の交流センターに提出するようにいたしました。調査票の回収状況につきましては、配布枚数が635枚、回収枚数が291枚、回収率は45.83%となっております。なお、複数の交通機関を利用されている方もいらっしゃいますので、その下の回答者数のところの表に記載しておりますように、各交通機関ごとの質問に対する回答者数は、コミュニティバス及び予約乗合タクシーがそれぞれ248人、エリアワゴンが247人となっております。

続いて、回答につきまして、主な部分をご説明いたします。まず、回答者の特性についての、(1)「年齢」、(2)「居住地区」につきましては、資料をご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、中段の(3-1)「日常生活での公共交通の利用状況」につきましては、コミュニティ交通は、「月に数回」、次に、「週に2から3回の利用」が多く、民間交通機関では、「月に数回」、次いで、「年に数回」が多くなっていることから、コミュニティ交通が日常生活の維持に活用されている状況が見られます。

次に、2ページをご参照ください。(3-2)に、「コミュニティ交通の車両の大きさ」及び(3-3)に「キャッシュレス決済」に関する設問について記載しておりますが、この説明は割愛させていただきます。

次に、(4-1)から(6)についてが、コミュニティバスに関する事項となっております。コミュニティバスにつきましては、交通体系の再編に伴い、昨年度までの4路線から、今年度は1路線の運行となっていることから、(4-1)の利用回数が「減った」との回答が多くなっております。また、(4-2)の回答につきましては、左側の表に、利用回数の増加理由、右側に減少理由を記載しておりますが、右側の表で路線数の減少により、「行きたい場所に行けなくなった」「行きたい時間の便がない」の回答が多くなっていると考えております。なお、(4-3)に記載しておりますが、コミュニティバスの代替交通としましては、予約乗合タクシー、西鉄バス、タクシーが多く利用されております。この中でコミュニティバスにつきましては、代替交通機関として、西鉄バスを多く利用されているという状況が出ております。

次に、(5)の「満足度」及び(6)の「改善要望」を見ますと、「運行ダイヤ」「目的地」に関する改善要望が多く、「運賃」「乗務員の対応」の満足度が高くなっております。改善事

項に関しましては、運行ダイヤでは、便数の増加や、筑穂支所、イオン行きの便の増加、目的地では、筑穂支所、大分郵便局、イオン、市立病院、本町商店街等の運行に関する回答がございました。

次に、3ページをご参照ください。(7-1)から(9)が予約乗合タクシーに関する事項となっております。予約乗合タクシーにつきましては、昨年度から運行内容に変更はございませんので、(7-1)の回答「利用回数」についての回答で、「変わらない」の回答が多くなっております。(7-2)の「利用回数の増減の理由」につきましては、左側の増加理由の回答が多くなっておりますけれども、右側では、「乗りたい時間に予約出来ない」等の回答も多くなっております。(7-3)の代替交通につきましては、予約乗合タクシーと同様に、個別対応ができるデマンドタイプのタクシーを利用されているという状況が見受けられます。

次に、(8)の「満足度」及び(9)の「改善事項」を見ますと、「目的地」「予約方法」に関する改善要望が多めでございますが、全般的に不満傾向の回答が少なく、満足度は高い傾向にあると考えております。改善事項に関しましては、目的地では、地区外の施設、市立病院、中心市街地への運行。予約方法では、希望の予約が取れるようにしてほしい、予約の受付終了時間を現在1時間前としておりますが、それを短くしてほしいとの回答がございました。

最後に、4ページをご参照ください。(10-1)から(12)が、エリアワゴンに関する事項となっております。エリアワゴンにつきましては、昨年度の買物ワゴンと比べて、運行日の拡充や運賃有料化などの運行計画等の変更や、二瀬地区や鎮西地区などで新規の運行を行っております。このことありまして、(10-1)で「利用が増えた」の回答が多くなっておりまして、その理由として、(10-2)左側の表の「行きたい場所に行けるようになった」「乗りたい曜日の便がある」などの回答が多くなっております。また、エリアワゴン以前の買物ワゴンのときは、運賃が無料となっておりますけれども、現在エリアワゴンは、運賃100円の有料となっております。この運賃に関しましては、安いと思われている方が51.3%と非常に多くなっております。一方で、定時定路線型の運行を行っておりますので、右側の表の「乗りたい時間の便がない」という回答も多くなっております。

(10-3)は割愛させていただきまして、(11)の「満足度」及び(12)の「改善事項」を見ますと、「運行ダイヤ」、「目的地」に関する改善要望が多く、「運賃」、「乗務員の対応」の満足度が高くなっております。改善事項に関しましては、運行ダイヤでは、便数の増加、曜日や時間体の拡充。目的地では、運行エリアの拡大、中心市街地への乗り入れ等の回答がございました。

以上が、今回の調査結果でございますが、現在、より詳細な分析を行うとともに、各地区のまちづくり協議会に、来年度の改善事項等のご意見やご要望をお聞きするなどしているところでございます。

今後につきましては、今回説明させていただきましたこのアンケートの調査結果、また、各地区での協議状況等を踏まえまして、今月中に運行計画の変更案を取りまとめまして、来月12月中には、飯塚市地域公共交通協議会での議論を経まして、来年度の運行計画を策定したいというふうに考えております。

以上で、ただいまのコミュニティ交通利用者アンケート調査を含めまして、2件の提出資料につきまして、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

アンケートをしていただきありがとうございます。前回の委員会の際に、利用者のアンケートということで言うておりましたが、これは635件にアンケートを配って、291件

の回収ということなんですけれど、これは、利用者とは、実際に利用されている方にアンケートを取っていただいたのですか。そこら辺の確認をいいですか。

○地域公共交通対策課長

今回の調査につきましては、コミュニティ交通の車両に乗り込むときに配布しておりますので、利用された方に回答していただいているという状況でございます。

○吉田委員

ありがとうございます。まさにこれは、利用されている方の声が、反映されているということで理解ができました。やはり、交通協議会及び地域の交流センター及びまち協の会合等でおられる方、前にも言ったことがありますけれど、やはり皆さん、交通手段がある方でございます。車なりバイク、自転車なり、移動できる方が、やはり会議に参加されるということで、より実態に近いアンケートということで、利用者アンケートということで要望しておりましたが、この結果が出ております。これを踏まえて、先ほどの課長のご説明の中でもありましたが、今後まち協あたりの要望というものの吸い上げ方、それについては、どのような運びでやっていくおつもりがあるのかお聞かせください。

○地域公共交通対策課長

今質問者が申されます、各地区のまちづくり協議会等のご意見等につきましては、まちづくり協議会等の会議に私ども参加させていただきまして、これまでの各地区でのコミュニティ交通に関する利用状況、これのご説明をした中で、各地区で活動されている中で聞かれている、要望やご意見を直接お伺いしたり、もしくは、後日、そういった情報を集めていただいて、提出していただく、ご報告していただくという形の中で、各地区のご意見等を収集している状況でございます。

○吉田委員

今現在進行中で進めているということですが、ということは、前があるということで、協議内容、まちづくり協議会等の会議等に出席してということなんですけれど、具体的に改善点、改善ポイント、要望等で、主なものがあれば、ご紹介いただけるものがあればお願いします。

○地域公共交通対策課長

各地区でテーマが異なる部分もございまして、地区内でのバス停の移設、新設、またルートの変更、ダイヤ等の個別の地区での課題に関するご意見等もございしますが、やはり、新しくできる商業施設に関する乗り入れ、そういったものについて、その隣接している地区から、それができるような運行をしてほしいというご要望を受けております。また、昨年度の説明会等におきましても、それ以外の質問、ご要望等をお聞きしておりますので、そういった内容を取りまとめて、現在、運行計画を考えているところでございます。

○吉田委員

先ほどの説明の中にも地域交通協議会に提出するのが12月ということで、今現状で11月でございます。その中で、いろいろなところでご意見、ご要望、あとアンケートの結果を踏まえて、協議会に落としていって、来年の運行計画を固めていくということはよく分かりますので、地域の声や要望を、まず吸い上げ方をちょっとペースアップしていただいて、よりよい交通対策ができるような形で動いていただけたらと思いますので、要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

資料の作成、本当にありがとうございます。先日富山のほうに、公共交通ということで視察に行かせていただきました。大変参考になり、飯塚市に取り入れられるところがあるのではないかと見てまいりました。幾つか、すごく勉強になったなと思うところがありまして、例えば一つは、他課との連携というところ、私はすごく勉強になりました。説明される方が、

二次的ではあるけれども、公共交通を充実させることにより、健康な方が増え、いろんな社会参加をされる方が増えたので、健康年齢が上がったということが、すごく言われたことが、とても印象に残っております。ということは、飯塚市でも、私はできるのではないかなど、すごく思いました。例えば、飯塚市はフレイル予防をすごく力に入れられています。まちづくり交流センター等でそこをやられていることも多いので、そのの利用者と一緒に、フレイル予防に関わる方と一緒に、この利用を増やしていくというのも一つあるのではないかなと思ったんですけども、そういう他の課との連携というのは、何か考えられていることがあれば教えてください。

○地域公共交通対策課長

他課との連携につきまして、例えば、今おっしゃっていらっしゃる健康に関して、具体的に施策として考えていることはありませんけれども、今回、私どもがコミュニティ交通体系を再編するに当たりまして、身近な生活を維持する、外出機会を増やすことができるというような状況を、構築したつもりでございます。そういった中で、家に閉じ籠もるといえるか、家の中にいるのではなくて、外に少しでも出ていただいて、健康に努めていただく、身体も、心の問題も含めまして、そういった効果があるのではないかとこのように考えております。

○金子委員

ありがとうございます。今本当にまちづくり協議会が活発になっているなど、土日を含め、いろいろな行事が活発になってきています。私も幾つか参加させていただきましたけれども、そこに公共交通は今、こう充実してきているので、そこに一緒に来ませんかとか、そういうのもいいのではないかと思います。それは恐らく、平日のみの運行だったりするので、その日に限り、何かこう特別運行してみるとか、まず乗ってみることから始まるのではないかと思います。今回資料を作成していただいている、このアンケートが、利用者のアンケートということで、利用者が何を求めているかはすごく分かりました。どこに行っているのかも大変よく分かります。大変なこれは貴重な資料だと思っております。でも残念ながら、利用していない方、ここをどうターゲットに持っていくかというのが大切だと私はすごく感じました。実際見てみたら、やはり50代60代、また70代80代の方が多くいらっしゃいます。でも、実際に市民の方は、それだけではありません。公共交通を必要とされている方は、まだまだたくさんいらっしゃるはずで。子育て中の方とかでも、乗り物に興味がある子どもたちも、私は十分ターゲットになるのではないかと思いますし、朝の、私は高校生とかが、学校に行きにくい状況も考えなくてはいけないことだと思っております。どの辺のターゲットを目標にというような考え方があるのか教えてください。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通のターゲットといたしましては、基本的に自主的な交通機関をお持ちでない方、自家用車等をお持ちになっていない方が、生活の維持ができるように、買物や医療機関の利用ができるような、そういったことを念頭に置いて、今回といいますか、この事業を実施しております。そういった意味合いで、利用される傾向としましては、高齢者の方が多くなっていると思いますが、質問者がおっしゃるような、子育て世代の方とかという方々も、当然利用できるような状況でございます。今後につきまして、先ほどちょっとお話がありましたけれども、周知、広報というのが、大きな課題になってくるだろうというふうに考えておりますので、現在のイベント、そういった催し等の開催状況、また拡大してきたり、回復してきたりしておりますので、そういった状況、また、そういった高齢者の方々と直接お話ができるような状況、そういったところの様子を見ながら、周知、広報を広げて、まず名前を知っていただく、そして利用をしていただくということで、尽力していきたいというふうに思っております。

○金子委員

ありがとうございます。やはり広報の仕方というのは、本当に大変重要だと思っております。残念ながら、周知がまだまだ進んでいないというのが、私の住民の方、周辺の方から感じるところであります。もう一つ富山に行って思ったこと、もう一つだけ言わせていただくと、デザイン性、乗り物のデザイン性ということを言われていました。本当に富山の乗り物は、大変スマートというか、街に合っていたデザインで、見ていてもやはりわくわくするし、乗りたくなる。それは、子どもさんもそうだし、いろいろな方がやはり乗ってみたいなあという、その乗り物自体が、広報になっているなということをごく感じました。飯塚市は残念ながら、予算関係等でデザインまでは行き着いていないということ、何度かおっしゃいましたけれど、その辺もう少し、こう工夫があればと思いますけれど、そのような考えがもしあれば教えてください。

○地域公共交通対策課長

現在のコミュニティ交通で用いております車両につきましては、運行事業者所有の車両となっております。そういった関係がございまして、なかなか本市のオリジナルのペインティングとか、そういったことがしづらい状況にあります。今おっしゃいますように、車両を大きく見直すとかそういったことを考える中では、こういうデザイン性ということも考えられるのではないかというふうに思っておりますが、これについては今後、調査等をさせていただきたいというふうに思います。

○金子委員

最後要望で終わります。やはり隣の嘉麻市のバスは、ぱっと思いつきますよね。赤のかわいいデザインが載っている。そしたら子どももやはり乗るようになったというのも、いろんな声を聞いております。ぜひ飯塚市もわくわくするような乗り物、ただ利便性だけではなく、もう一步進んだ、街の中を見ていて楽しくなるようなところも、ぜひ検討していただきたいと思っております。以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回ご報告いたします工事は、専門工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、2件ともに、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、専門工事、舗装に登録されている業者のうち、特定建設業の許可を受けているものという要件などを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。市民公園テニスコート改修1工区工事につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億546万3600円、落札率97%で、興和道路株式会社が落札しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。市民公園テニスコート改修2工区工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9370万9千円、落札率96%で、三秀舗道株式会社が落札しております。以上、工事請負契約についてのご報告を終

わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。